

〒123-4567
東京都中央区日本橋1丁目19番1号
テスト事業所
給与事務担当者 様

令和5年11月30日

宮崎市長 清山 知憲
(公印省略)

光ディスク等による給与支払報告書等の提出について (お願い)

日頃から税務行政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
給与支払報告書は、該当する市町村への提出が法律で義務付けられており、市民税・
県民税の計算のもととなる大切な資料となります。光ディスク等で提出される場合は、
下記のとおり提出をお願いいたします。
なお、この文書は、昨年度給与支払報告を光ディスク等で提出された事業所へお送り
しております。

記

1 提出方法

- 提出期限 令和6年1月31日(水)
- 提出するもの ①光ディスク等(FD、MO、CD、DVD)
②光ディスク等による給与支払報告書総括表
- 提出先 〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号
宮崎市役所 市民税課 宛
送付の際には封筒のおもて面に「給与支払報告書在中」と朱書きで
記入をお願いします。

2 給与支払報告書を提出していただく給与所得者の範囲

- 令和6年1月1日現在、宮崎市に住所を有する方

3 提出していただく際の注意事項

- 令和6年度(令和5年分)の給与支払報告書を光ディスク等で提出される際には、
市ホームページに掲載の「光ディスク等による給与支払報告書の提出等について(令和6年1
月以降提出用 令和5年以後の所得に係る分)」(※1)をご確認ください。
- 税額通知は書面により行います。
- 令和6年度課税分以降の税額通知の電子化に伴い、電子データの副本送付は廃止とな
りましたので、従来実施していた光ディスクでの副本送付は行いません。
- 電子データを受取希望の場合は、eLTAXをご利用ください。
(地方税共同機構(eLTAX)URL: <https://www.lta.go.jp/>)
- 提出された光ディスク等は課税資料として保管するため、返却できませんのでご了承
ください。
- 光ディスク等に記録されている受給者分につきましては、書面による「給与支払報告
書(個人別明細書)」を提出しないでください。

特別徴収義務者番号 (指定番号)	
---------------------	--

「0」を含めて10桁でデータ登録してください。

- ※1 市ホームページ掲載場所
トップページ → くらし・手続き → 税金
→ 市・県民税(個人住民税)～事業所向け
→ 給与支払報告書の提出について

文書取扱 宮崎市財政部 市民税課 TEL 0985-21-1748 FAX 0985-38-9557

光ディスク等による給与支払報告書総括表

宮崎県宮崎市 452017

事業所指定番号				
事業所名				
法人番号				
課税年度	令和6年度			
送付年月日	令和 年 月 日			
受給者総人数	人			
光ディスク等に 記録されている受給者の 内訳	報 告 人 員	特別徴収できる人		人
		特別徴収 できない人	在職者	人
			退職者	人
	合 計		人	
担 当 部 署 等	氏 名			
	所 属			
	連絡先電話番号	()	— (内線)	